

# 1. 制限行為能力者

2021年1月16日(土)

制限行為能力者の種類による違い

| 種類               | 未成年者                                     | 成年被後見人  | 被保佐人   | 被補助人   |
|------------------|--|---|--|--|
| 要件               | 20歳未満の者<br>(但し、結婚すると行為能力者となり、離別しても戻らない。) | 精神上の障害により、事理を弁識する能力を欠く「常況」にあり、家庭裁判所の審判を受けたもの。 | 精神上の障害により、事理を弁識する能力が、「著しく不十分」な者で、家庭裁判所の審判を受けたもの。                         | 精神上の障害により、事理を弁識する能力が、「不十分」な者で、家庭裁判所の審判を受けたもの |
| 能力の範囲            | 特定の行為だけ、単独でできる                           | 原則として、単独でできる行為はない。但し日用品の購入は可能。                | 特定の行為だけ、単独で出来ない。不動産の売買契約：全て保護者の同意が必要。不動産の賃貸借契約：宅地5年以内、建物3年以内であれば単独契約が可能。 | 「補助人の同意」が必要な行為だけ、単独でできない                     |
| 保護者              | 法定代理人<br>・親権者<br>・未成年後見人                 | 成年後見人   | 保佐人  | 補助人  |
| 保護者の権限           | ・同意権<br>・代理権<br>・取消権<br>・追認権             | ・代理権<br>・取消権<br>・追認権                          | 原則：同意権、追認権<br>代理権付与の審判があれば、代理権も持つ。                                       | 原則：同意権、追認権<br>代理権付与の審判があれば、代理権も持つ。           |
| 行為の効果            | 同意のない行為は取り消せる                            | 常に、取り消すことが出来る                                 | 同意またはこれに代わる許可のない行為は、取消すことが出来る。   | 同意またはこれに代わる許可のない行為は、取消すことが出来る。               |
| 相手方が催告しても回答がない場合 | 法定代理人への催告：追認                             | 法定代理人への催告：追認                                  | 被保佐人への催告：取消<br>保佐人への催告：追認  | 被補助人への催告：取消<br>補助人への催告：追認                    |